

女性はもちろん！男性も取得できる育児休業を知ろう



育児・介護休業法(育児休業)を知るために、まずは厚生労働省のホームページをご覧ください!!

育児休業は「育児・介護休業法」という法律に基づいて取得することができます。育児休業には両親が協力して育児休業を取得できるような制度もあります。

こんな制度もあるの知ってましたか？

※下記制度を利用するには、それぞれに要件を満たす必要があります。

パパ休暇

通常、育児休業の取得は原則1回までですが、子の出生後、父親が8週間以内に育児休業を取得した場合には、特別な事情がなくても再度、育児休業が取得できる制度です。

パパ・ママ育休プラス

両親がともに育児休業をする場合に、育児休業の対象となる子の年齢が、1歳2か月にまで延長される制度です。

子育て世代の皆さんや企業が、国で定める制度をきちんと理解し活用を促進することにより未来の子育て世代はより充実した子育て環境につながるはずです。

[主催] 掛川市男女共同参画推進委員会

掛川市男女共同参画推進委員企画講座

中小企業のための女性活躍推進セミナー **無料**

定員20名



「女性活躍推進法」が改正され、令和4年4月1日から従業員101人以上の事業主に対して、新たに女性の活躍を推進するための行動計画(一般事業主行動計画)の策定が義務付けられました。「一般事業主行動計画」の策定に向けて、何からはじめればいいのか、どのように取り組めばいいのか、女性活躍推進の取組状況が優良な企業に認定される「えるぼし」とは何かなど、分かりやすく説明します。また、「育児・介護休業法」の改正による男性向けの新たな育児休業制度などについても説明します。ぜひ、ご参加ください。

2022年
2月3日(木)
14:00~16:00
(受付開始13:30~)

【会場】掛川市生物循環パビリオン 会議室
(静岡県掛川市長谷一丁目1番地の4)
【対象】女性活躍推進に興味のある方
(中小企業の人事労務担当者や経営者歓迎)
【定員】20名(先着順)
※申込者多数の場合は調整させていただく場合があります

- 【説明会】
1部 ① 一般事業主行動計画・えるぼし認定とは?
② 改正育児・介護休業法と男性の育休制度について
[グループワーク・質疑応答]
2部 参加者同士の情報共有・質疑応答等を行います
- 講師 女性活躍推進 コンサルタント
ルミエール株式会社 代表取締役 酒井美重子氏

お問い合わせ・お申し込み先

下記バーコードのフォームでもお申込みいただけます。

掛川市企画政策課
☎0537-21-1127
[e-mail]
kikaku@city.kakegawa.shizuoka.jp



ゆめコラボ

YUME COLLABO vol.13



ACTIVITY REPORT

令和3年度掛川市男女共同参画推進委員会の活動



広々とした大日本報徳社大講堂で、紙芝居や読み聞かせを委員全員で行いました

夏休み! ジェンダー児童文学 読み聞かせ (静岡県男女共同参画センター 交流会議主催)

2021年8月12日(木) 10:00~11:40
大日本報徳社 大講堂

男女共同参画推進委員が全員参加で「モモタロー・ノー・リターン」の紙芝居を実演した後、各自1冊ずつ絵本の読み聞かせを行いました。親子での参加を募集し、15名の方に参加いただきました。コロナ禍の折、密を避け少人数での実施でしたが、一緒に笑い、感動していただき楽しいひと時でした。

ここから、男女共同参画の思いを次世代へつなげられたと思います。

掛川市男女共同参画推進委員会 これからの目指す姿

性別・年齢を問わず、誰もがいきいきと暮らしやすいまちを目指し、より多くの市民の皆さんへ男女共同参画に対する理解を深めていただくよう、今後も地域や企業・学校などと連携した様々な啓発活動を推進してまいります。

「あざれあメッセ2021」へ 参加 (あざれあ交流会議グループ主催)

2021年10月23日(土) 10:00~15:30
静岡県男女共同参画センターあざれあ

私たちの活動動画や、メンバーが想う“男女共同参画”をパネルにして参加しました。

配偶者等からの暴力(DV)・ 児童虐待を感じたらすぐに相談

DVかもと思ったら
すぐに相談を。

[DV相談ナビ]

は れ れ ば
#8008

匿名相談
OK

情報厳守

親身に
対応

児童虐待かもと思ったら
すぐに相談を。

[児童相談所虐待対応ダイヤル]

いち はや く
189

24H
対応

匿名相談
OK

情報
厳守

通話
無料

親身に
対応

証拠・確証
不要

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、外出自粛や休業などが行われ、生活不安・ストレスなどにより、配偶者等からの暴力(DV)が増加傾向にあります。実際、全国の配偶者暴力相談支援センターとDV相談プラスに寄せられた令和2年度のDV相談件数は、前年度比で約1.6倍に増加し、掛川市でもDV相談件数が増加しております。

また、DVが起きている家庭では、子どもに対する暴力も同時に行われている可能性があります。子ども自身が直接暴力を受けている場合はもちろんですが、子どもの見ている前で暴力を振るうこと(面前DV)は、子どもへの心理的虐待にあたります。このような状況にあり、苦痛や困難を感じている方、一人で抱え込まずに、まずは相談への一歩を踏み出してみませんか。あなたの感じていることは、決して思い過ごしや勘違いなどではありません。あなたも、あなた自身が本来持っている、力強くあたたかい輝きを取り戻せますように。そして、その輝きとともに、毎日を過ごせますように。

DV(ドメスティック・バイオレンス)とは

身体的暴力

- 平手でうつ
- 足でける
- 物をなげつける など

※刑法第204条の傷害や
第208条の暴行に該当する違法な行為

精神的暴力

- 大声でどなる
- 「誰のおかげで生活できるんだ」
などと言う
- 物をなげつけるふりをして、おどかす など

※その結果、PTSD(心的外傷後ストレス障害)に至るなど、
刑法上の傷害とみなされるほどの精神障害に至れば、刑法
上の傷害罪として処罰されることもある

性的暴力

- いやがっているのに性行為を強要する
- 中絶を強要する
- 避妊に協力しない など

※夫婦間の性交であっても、刑法第177条の強制性交等罪
に当たる場合がある(夫婦だからといって、暴行・脅迫を用
いた性交は許されない)

～内閣府 男女共同参画局HPより～

※上記のほか、「生活費を渡さない」・「仕事を制限する」など、『経済的暴力』もあります。

掛川市女性相談室

【電話相談】毎週火曜日 10:00～12:00 TEL0537-21-1119

【面接相談】毎週火曜日 10:00～16:00 TEL0537-21-1127(要予約)

Unconscious bias

あなた自身が気づかない「無意識の偏見」

習慣

常識

差別



エゴ

偏見

固定
概念

“男性らしい”、“女性らしい”こんなイメージありませんか？



「男らしい」「女らしい」というような、無意識の偏見を「アンコンシャス・バイアス」と言います。こういった性別による無意識の偏ったイメージは、私たちの生き方や、働き方にも影響があります。「アンコンシャス・バイアス」は誰にでもあり、そのものが悪いことではありません。しかし、それによる何気ない一言によって、相手に苦しい思いや、悲しい思いをさせてしまう恐れがあります。まず自身で「アンコンシャス・バイアス」があることを気づくことが大切です。

見方を変える
豆知識

女性も活躍するまちづくり！

自治区や地区まちづくり協議会では、安心安全で住み良いまちづくりを進めています。みなさんの暮らす地域には、性別・年齢・職業・国籍もさまざまな立場の方が暮らしています。自分が暮らすまちのことを「自分ごと」と思い、みなさんが関わることで、地域に笑顔と優しさが生まれます。これからのまちづくりには、ひとりひとりの力が必要です。地域に関わることから始めてみませんか。